

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区新光町6-2
TEL/FAX
025-288-6611
市民の会年会費 1,000円

2020年2月3日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第29回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポートなど約50人が傍聴行動などに参加しました。

第29回口頭弁論

原告の意見陳述

原告の意見陳述は、新潟水俣病阿賀野患者会事務局長の酢山省三さんでした。酢山さんは、6年前に昭和



新潟地裁まで入廷行動

の健康を心配し、学校や行政機関に相談をしましたが、「国が大丈夫と言っている」「お母さんが正しい知識をつけてください」と言われるだけでした。ここでは安全に子育てができないと判断し、自ら避難を決意しました。「たまたま福島に生まれ育つだけで、私たちは何か悪いことをしたのでしょうか」という言葉に触れ、新潟水俣病患者との共通点を紹介しました。ある患者さんは「生きるために目の前で捕れる魚を食べてきた。その魚に水銀の『毒』が入っていました。水俣病は自分の責任ではない」と話しています。原発事故避難者も新潟水俣病患者も被害者に責任

電工と国を相手に起こした「ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟」に取り組み、その闘いの中で原発事故避難者と新潟水俣病患者の交流を進めてきました。酢山さんは、3人の原発事故避難者のお話を紹介し、原発再稼働反対を訴えました。ある避難者の女性は子ども

の健康を心配し、学校や行政機関に相談をしましたが、「国が大丈

夫と言っている」「お母さんが正

しい知識をつけてください」と言

われるだけでした。ここでは安全

に子育てができないと判断し、自

主避難を決意しました。「たまた

ま福島に生まれ育つだけで、私

たちは何か悪いことをしたのでしょ

うか」という言葉に触れ、新潟水

俣病患者との共通点を紹介しまし

た。ある患者さんは「生きるために

は何もありません。酢山さんは被告の弁護士や東電関係者に顔を向け「原発事故避難者のリアルな現実、実態をどう感じたか。『安全だからそんなことは起こらない』と誰が責任を持つて言えるのか。避難者の心からの叫びに応えるには柏崎刈羽原発を止めるしかない」と力強く訴えました。

弁護団からの主張

原告ら準備書面（74）「地下水位上昇に伴う浮力増加時における地震による原発事故発生の危険」を高野義雄弁護士が法廷で訴えました。福島第一原発は、原発敷地に流れる大量の地下水の処理に苦しんでいます。放射能で汚染された汚染水はすでに120万トンにのぼり、再来年の夏には敷地内のタンクが限界を超えるとされ、行き場を失った汚染水を海に放出するかが議論されています。柏崎刈羽原発の敷地には、福島第一原発以上の地下水が流れています。この間、本件訴訟で、地下水を排出するサブドレンの耐震性能が不十分なため、地震時に機能喪失をするのではなく、被告東電を追及してきました。東電は、6・7号機の4箇所のサブドレンのみ、機能を損なわないよう設計を変更し、規制委に申請したと答えていますが、その他15箇所の設備についても手つかずのままでです。設計を変更したサブドレンについても、基準地震動を超える地震が発生した場合、機能が喪失する可能性があります。東電は「規制基準に適合して



報告集会の様子

いる」と主張しているだけで、想定を超えた地震が発生した場合の対策は何らとつていません。想定を超えた地震が発生したら、すべてのサブドレンが機能喪失する可能性があります。その場合、地下水の影響で原子炉建屋の基礎版にも影響を及ぼします。建屋基礎版が支持機能を失うと、原子炉が傾いて重大事故が発生します。本件の原子炉建屋基礎版の耐震補強工事は全くなされておらず、全号機とも建設当時の耐震性能しか有していません。そして、いつたん完成して稼働したことのある原子炉建屋の基礎版の耐震性を補強すること

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で街頭宣伝行動を行っています。今回は、12人の原告、サポートでマイク街宣、チラシ配布を行い、3百枚用意したチラシはほぼなくなりました。何人かの通行人からも激励を受け、中にはカンパを渡そうとする人もいました。原発事故から8年が経過する今、再稼働に反対する人が依然から実感できます。次回口頭弁論期日前にも街宣を予定していますので、詳細はメールで配信します。

第30回口頭弁論期日のご案内

日時：2020年10月15日（木）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

（1）応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

（FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2020年9月25日（金）午後5時（厳守）

（2）入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしています。入廷していただける方にのみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

（3）裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従来よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会について、開催の有無、方法等につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて検討の上、追ってお知らせします。

第30回口頭弁論期日は、6月11日の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため10月15日に変更されました。

とは、コスト面を考えて事実上不可能です。サブドレンが地震で機能喪失をして、その後余震が再び原発を襲ったら、重大事故は避けられません。柏崎刈羽原発は建ててはいけない所に建設をされたのです。

次回口頭弁論期日は10月15日になります。

市民の会の活動

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思います。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願いします。